

射水市少子化対策推進委員会について

1 これまでの経過について

射水市少子化対策推進委員会（以下「委員会」という。）は、市の少子化対策に関する施策及び少子化の進展に伴う新たな課題に市民、企業、行政等が一体となって対応するため、平成18年4月に設置した組織である。また、当委員会の委員は、市子ども条例の規定に基づく「射水市子ども施策推進委員会」の委員を兼ねることとなっている。

これまで、次世代育成支援推進対策法（平成15年法律第120号）の規定に基づき策定した「射水市次世代育成支援行動計画」に掲げている各種子育て支援施策に係る事務事業について進行管理してきた。

2 委員会の組織の拡充について

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度に予定されている子ども・子育て支援新制度の本格実施への対応（市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること等）が必要となったことから、当委員会の構成を拡充することとした。

具体的には、従前の委員13名に、幼稚園及び保育園の保護者代表者各1名、労働者の代表者1名、民間幼稚園及び民間保育園の代表各1名、放課後児童クラブ運営主体の代表1名、子育て支援センター運営の代表1名の計7名を加え、20名体制とするもの。

3 新たに所管する事務

子ども・子育て支援新制度への対応として、次に掲げる事務を追加した。

- ① 教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業（事業所内保育等）の利用定員の設定に関し、意見を述べること。
- ② 市子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること。
- ③ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。